

令和2年度 沖縄海区漁業調整委員会開催状況

開催日時・場所	議 題	内 容
第 1 回	令和2年6月12日 14時～14時25分 沖縄県庁6階 第2特別会議室 (議案1) 令和2年度浮魚礁承認予定数について	浮魚礁承認予定数は、前年度に各敷設団体から聞き取った上で事務局で作成し、年度当初の委員会において決定されていたが、昨年度において承認限度数150基が承認されていることから、今年度は承認枠の調整はせずに原則H31年度に決定された承認枠を令和2年度の承認予定数とした事務局案が提案された。委員からは異議なく事務局案のとおり承認。
	(議案2) 浮魚礁の敷設承認申請について	新規承認申請が3基(漁協)、事後承認申請が1基(漁協)、再承認申請が131基(市町村・漁協105基、県26基)あり。原案のとおり全て承認。
	(議案3) ウミガメの採捕承認申請について	試験研究目的で石垣島ウミガメ研究会から申請があり。原案のとおり承認。
	(議案4) ウミガメの採捕に係る委員会指示の発動について	当該委員会指示は、令和2年6月30日に有効期間が終了するため、新たな委員会指示の発動する必要があることから、その内容と発動について審議を行った。運用の変更はなく、時点修正の改正案が事務局から提示された。委員からは異議なく事務局案のとおり承認。
	(議案5) 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る要望提案等について	令和3年度に全漁調連が行う中央省庁要望のうち、九州各海区からの要望は、今年10月に開催される九州ブロック会議で素案の審議を行うこととなっている。 沖縄海区からは、①日台漁業取決めの見直しについて、②日中漁業協定の見直しについて、③太平洋クロマグロ(大型魚)の適正な資源管理について、の3件を継続して提案するとし、②については今年中国公船による追尾行為が発生したことから、再発防止及び安全対策の強化について要望事項を追加した事務局案が提案され、案のとおり要望することで承認。
第 2 回	令和2年7月17日 14時～15時05分 沖縄県庁6階 第2特別会議室 (議案1) 浮魚礁の敷設承認申請について	新規承認申請が6基(3漁協)、再承認申請が71基(市町村・漁協16基、県55基)あり。修繕等を行わなければ再承認の要件を満たすことができない浮魚礁については、条件付き承認とし、事務局が修繕後の写真を審査し、改善が確認されたのちに承認証を交付することとなった。承認要件が整っている申請については、原案のとおり承認された。
	(議案2) ウミガメの採捕承認申請について	試験研究目的で小林氏と一般社団法人全国水産技術者協会から申請があり。事務局案のとおり承認。 漁業目的で16名の漁業者から申請あり。原案のとおり承認。
	(議案3) 沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正について	平成17年10月14日付けで定められた委員会指示に対する処分方針について、現行指示の内容に即して改正する必要があることから、事務局から改正案が提案され、審議を行った。事務局案のとおり承認。
	(報告事項1) ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動に向けたアンケートの実施について	当該委員会指示は、令和2年9月30日に有効期限が終了するため、新たな委員会指示を発動する必要があるため、その内容の検討を行うため漁協等へアンケートを実施することが事務局から報告された。 事務局が提示したアンケート案において、幅広く意見が聞けるように漁期の選択肢を一つ追加してアンケートを実施することとなった。
第 3 回	令和2年8月21日 14時～15時15分 ホテルサンパレス 球陽館2階会議室 (議案1) 浮魚礁の敷設承認申請について	浮魚礁の新規承認申請が7基(3市町、2漁協)あり。全て原案のとおり承認。
	(議案2) ウミガメの採捕承認申請について	試験研究目的で日本ウミガメ協議会付属黒島研究所から申請があり。原案のとおり承認。
	(議案3) ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動について	当該指示は令和2年9月30日で有効期間が満了するため、新たな指示を発動する必要があることから、その発動と内容について審議を行った。 漁協等へ行ったアンケートの結果について、11月を禁漁とする意見が多数となったことが事務局から報告され、水産海洋技術センターからは11月を禁漁とすることで小型の漁獲が抑制され、資源の保護及び有効利用が期待されることが報告された。 アンケート結果と水技センターからの報告を踏まえ、11月を禁漁とした禁漁期間延長の改正指示案が事務局から提示され、委員からは異議なく案のとおり承認された。

第4回	令和2年9月11日 14時～15時15分 沖縄県庁6階 第2特別会議室	(議案1) 浮魚礁の敷設承認申請について	新規承認申請が1基(漁協)あり。原案のとおり全て承認。
	第5回	令和2年10月9日 14時～15時35分 沖縄県庁2階 労働委員会会議室	(議案1) 浮魚礁の敷設承認申請について
(議案2) ウミガメの採捕承認申請及び承認 内容変更申請について		試験研究目的で町田氏、東京海洋大学、沖縄美ら島財団から申請があり。原案のとおり全て承認。 漁業者から、今年度承認を受けた採捕頭数にタイマイを4頭追加したいとの申請があり、原案のとおり承認。	
(議案3) 令和2年度全漁調連九州ブロック会 議に係る要望議題等の回答につ いて		当該会議に係る九州各県からの要望について、沖縄海区漁業調整委員会からの意見のとりまとめを行った。審議の結果、全20件のうち19件の要望について、趣旨に賛同する旨の回答をすることが承認され、1件については関係者と調整後回答することとなった。 また、熊本海区からの照会については、事務局案のとおり承認された。	
(議案4) 保護水面の指定の変更について (諮問)		漁業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、保護水面の区域の起点等については緯度経度で表示することが例示されたことから、保護水面の区域の表示を変更する必要があるため、水産資源法第15条の2第2項の規定に基づき知事から指定の変更案が諮問され、審議を行った。区域を緯度経度表示された変更案に対し、異議なしとした答申案が承認された。	
(議案5) 保護水面の管理計画の変更につ いて(諮問)		水産資源保護法により策定が義務づけられている保護水面の管理計画について、現状に即した計画へ変更する必要があることから、水産資源保護法に基づき知事から変更案が諮問され、審議を行った。採捕を禁止する水産動植物の種類を修正した変更案に対し、異議なしとした答申案が承認された。	
(議案6) 沖縄県漁業調整規則の改正につ いて		漁業法の改正に伴い、沖縄県漁業調整規則の改正が必要になることから、漁業法及び水産資源保護法に基づき知事から変更案が諮問され、審議を行った。知事許可漁業の手続きや保護水面における採捕禁止の水産動植物等を改正した案に対し、異議なしとした答申案が承認された。	
第6回	令和2年11月13日 14時15分 ～15時15分 沖縄県庁6階 第2特別会議室	(議案1) 浮魚礁承認予定数の変更につ いて	名護漁協から提出された敷設承認枠の追加要望について審議を行い、要望のとおり敷設承認枠1基の追加が承認された。
	(議案2) 浮魚礁の敷設承認申請について	新規承認申請が6基(5漁協)、再承認申請が3基(漁協1基、県2基)あり。原案のとおり全て承認。	
	(議案3) 沖縄県資源管理方針について(諮 問)	改正漁業法の施行に伴い、知事は資源管理を行うための方針を定める必要があることから、漁業法第14条第4項の規定に基づき知事から方針案が諮問され、審議を行った。国から提示された例を元に作成した県方針案に対し、異議なしとした答申案が承認された。	
	(議案3) 沖縄海区漁業調整委員会が開催す る公聴会に関する規程及び沖縄海 区漁業調整委員会が行う意見の聴 取に関する手続規定の改正につ いて	改正漁業法の施行に伴い、委員会に関する規程の改正が必要になることから、その改正案について審議を行った。内容について大きな変更はないことから、国から提示された規程例を元に作成された案が事務局から提示された。委員会からは異議なく、事務局案のとおり承認された。	
	(報告事項1) 八重山海域の産卵場保護区につ いて	八重山沿岸海域の産卵場の禁漁区域について、委員会指示として発動するよう八重山漁業協同組合から要望があり、新たに今後委員会指示とするための内容について検討を行うため、現状及び今後のスケジュール案について事務局から報告された。 また、水産海洋技術センターから、保護区が設定された経緯、委員会指示の必要性及び保護効果の検証結果について報告があった。	

第7回	令和2年12月1日 14時～15時15分 沖縄県庁2階 労働委員会会議室	(議案1) ウミガメの採捕承認申請について	漁業目的で2名の漁業者から申請があり。原案のとおり承認。
	(議案2) 知事許可漁業の許可の基準について(諮問)	漁業法の改正に伴い、知事許可漁業の手続きの見直し等の改正が行われ、沖縄県漁業調整規則の全部が改正された。そのため、知事許可漁業の許可の基準を定める必要があることから、改正後の規則に基づき、知事から許可の基準案が諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、基準案に対し異議なしとした答申案が承認された。	
	(議案3) 許可の有効期間の設定について(諮問)	知事許可の許可数管理を適切に行うため、令和2年12月以降の許可について、将来的に半年ごとに許可の一斉更新ができるよう3年又は5年より短い許可の有効期間を設定する必要があることから、沖縄県漁業調整規則に基づき、知事から許可の有効期間の設定案が諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、設定案に対し異議なしとした答申案が承認された。	
	(議案4) 知事許可漁業の制限措置の公示について(諮問)	改正漁業法が12月1日に施行されたことを受け、それ以前の許可が施行時において新法による許可とみなされるが、行政の透明性の観点から対外的に制限措置を明確にするため、現在有効の全ての許可に関し、その制限措置の内容を公示する必要があることから、沖縄県漁業調整規則に基づき、知事から知事許可漁業の制限措置の公示案が諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、公示案に対し異議なしとした答申案が承認された。	
	(議案5) 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について	改正漁業法及び沖縄県漁業調整規則の施行に伴い、12月1日以降に新規の許可を行う場合、制限措置及び申請すべき期間を定め公示する必要があることから、規則第4条第1項に掲げる4漁業について、規則に基づき、知事から知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案が諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、公示案に対し異議なしとした答申案が承認された。	
第8回	令和3年1月15日 14時5分～14時35分 沖縄県水産会館 5階大ホール	(議案1) 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について(諮問)	知事許可漁業について新規の許可を行う場合、制限措置及び申請すべき期間を定め公示する必要があることから、令和3年4月から5月の間に許可の有効期間が満了する潜水器漁業について、沖縄県漁業調整規則に基づき、知事から知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案が諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、公示案に対し異議なしとした答申案が承認された。
	(議案2) 八重山沿岸海域の産卵場保護区に係る委員会指示の発動について	当該指示については委員会において発動に向けて検討していたが、12月にパブリックコメントを実施した結果、特に意見がなかったことから、委員会指示の発動と内容について審議を行った。6カ所の保護区域内の水産動植物を採捕禁止とし、保護期間は旧暦の3月から4月、指示の有効期間を5年とした案が事務局から提示され、委員からは異議なく、事務局案のとおり承認された。	
	(報告事項1) スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示について	当該指示は、令和3年3月31日をもって有効期間が終了することから、現状及び今後のスケジュールについて、事務局から報告された。現在、対象海域の拡大に向け関係漁協と調整中であり、並行して、全漁協に対して指示に対するアンケート調査を実施予定であること、来年度には遊漁者も対象とする指示内容変更が検討されていることが報告された。	
第9回	令和3年2月10日 14時～15時 沖縄県水産会館 5階大ホール	(議案1) 浮魚礁の敷設承認申請について	新規承認申請が1基(漁協)あり。原案のとおり承認。
	(議案2) 浮魚礁に係る委員会指示の発動について	当該委員会指示は、令和3年3月31日に有効期間が満了するため、新たな委員会指示を発動する必要があることから、その発動と内容について審議を行った。今回は内容変更をせず、指示更新に伴う日付や文書法規上の文言を修正した改正案が事務局から提示され、委員からは異議なく事務局案のとおり承認された。	
	(議案3) 資源管理方針の変更について(諮問)	くろまぐろの知事管理区分については、令和3管理年度から沖縄県資源管理方針に基づく数量管理を行っていく必要があることから、漁業法の規定に基づき、知事から変更案が諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、変更案に対し異議なしとした答申案が承認された。	

		<p>(議案4) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)</p>	<p>くろまぐろに関する令和3管理年度の都道府県別漁獲可能量について、農林水産大臣から当初配分の数量が示されたため、知事管理漁獲可能量を定める必要があることから、漁業法の規定に基づき、知事から令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について諮問され、審議を行った。委員からは異議なく、大臣から示された当初配分の数量に基づいた事務局案に対し、異議なしとした答申案が承認された。</p>
		<p>(報告事項1) スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示について</p>	<p>新たな指示の発動に向けたアンケート調査の内容及び今後のスケジュールについて事務局から報告された。 また、現在の資源状態及び資源効果の評価について、水産海洋技術センター報告された。</p>
<p>第 1 0 回</p>	<p>令和3年3月12日 13時30分 ～13時45分 沖縄県庁6階 第2特別会議室</p>	<p>(議案1) スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の発動について</p>	<p>全漁協に対して実施した現行の指示に対するアンケート調査の結果について事務局から説明され、その後、新たな委員会指示の発動と内容について審議を行った。アンケート調査結果では、採捕禁止サイズ及び対象海域について、現行維持の意見が多数を占めたことから、その結果を踏まえ、現行の指示を更新した内容の指示案が事務局から提示され、委員からは異議なく事務局案のとおり承認された。</p>